

介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)において、地域包括支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、地域包括支援センター運営協議会(審議会)が所掌する事項とされていることから、承認を求めるもの。

(1) 市内の居宅介護支援事業所

- ① ロジケアさんだ(三田市高次2丁目6番6号)
- ② 明 居宅介護支援事業所(三田市三輪4-28-27)

※②については、すでに業務委託していた事業所の運営法人変更に伴うもので、すでに担当している利用者があったことから、審議会(運営協議会)の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

(2) 市外の居宅介護支援事業所

被保険者が市外居住であり、地域包括支援センターが直接担当できないため、運営協議会の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

- ① ゆめケアプランセンター(西宮市生瀬町1-20-20)
- ② ハルカス(神戸市北区菖蒲が丘1-534-59)